

第3回長野地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成16年6月1日午後1時30分～午後3時30分

2 場所

長野地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)市村良三,小島康只,小林邦一,菅生喜美,武田芳彦,田中良,菱山
晋一,宮下敏子,柳田幸三[委員長] (50音順,敬称略)

4 議事

(1) 開会の言葉(総務課長)

(2) 田中良委員自己紹介

(3) 裁判所の説明(事務局次長)[別紙1のとおり]

(4) テーマ「広報の在り方について」の説明(総務課長)[別紙2のとおり]

(5) 討議

学生に模擬法廷等を体験してもらうことはとても良いと思うが,学校から申し入れがあってやっているのか。(武田委員)

申し入れを受けて実施している。ただ,過去に調停委員制度80周年記念の一環として,裁判所が一般に募集して模擬裁判と模擬調停を実施したことがある。(事務局)

模擬法廷等に参加した学生の反応はどうだったか。(宮下委員)

先生や生徒から,貴重な体験であったという内容の礼状等をいただいている。(事務局)

裁判所の広報活動は,このことを目的としてこのような手段でやっていくというように,もう少し筋道だてて行くと分かりやすい。また,模擬裁判等の受

入件数が、絶対数として少ないと感じる。もう少し、何をしたいか整理して、そのために何をするのかはっきりさせた方が、広報活動としては明確になるのではないか。（菱山委員）

私も菱山委員と同じく、模擬法廷等の受入数が驚くほど少ないというのが率直な感想だ。一年間で裁判所が広報活動にどのくらい勢力がさけるかを割り出し、それを前提に裁判所の方から学校等に働きかけて募集するなど、組織的に広報を行っていくことが大切ではないか。（市村委員）

若年層にターゲットを絞った形での広報というものも考えられる。

（宮下委員）

小学生、中学生及び高校生から、例えば「離婚」等の一定のテーマを決めて作文やポスターを募集したら、裁判との関わりを身近に感じることができるのではないか。学校に出張講義などをしてよいのではないか。（菅生委員）

例えば「裁判所と私」というテーマですかね。出張講義については、飯田支部では毎年裁判官が老人大学に出講している。先日、長野地家裁で広報委員会を開き、今後の広報活動の在り方等を検討したが、その際に出張講義を今後積極的に実施していくという方向で検討することになった。（委員長）

何のために広報をするのか。知っている知らない場合とで、生活に何か違いがあるのか。裁判所の存在を広報によって知ることは意義があることもあると思うが、実際に裁判所にお世話にならなくて現在に至っている者にとって、その辺がよく分からない。（小林委員）

裁判所の広報活動の意義については、裁判所がどういう機関であって、手続きがどうなっているか理解してもらうことにより、裁判所を正しく利用してもらい、これにより裁判所が司法としての機能を十分発揮するためという側面が考えられる。もう一つは、裁判所とはこういう機関であるということを理解してもらうことが考えられる。裁判所がどのような立場で広報を行うかによって違いが出てくると思われるので、今後十分検討が必要だと考えている。

さらに、裁判員制度が実施されて、国民が裁判所の機関として活動する必要が新たに出てきたので、今後、その面からも広報が必要となってくる。

(委員長)

裁判所の広報活動を見ると、裁判所や司法制度を市民に広く知って欲しいという活動で、その軸足は市民ではなく裁判所側になってしまっている。市民が裁判所からの情報を知らなければならない理由を明確にしておかないと、広報活動もうまくいかないのではないか。

また、ホームページについては、見てもらえるかどうかということが重要で、そのホームページを見るとどれだけ得をするのかという観点から考える必要がある。

(菱山委員)

供給者側の論理か需用者側の論理か、という問題であると思う。知ることが利用者側にとって大切かという視点があれば、受ける側も聞く耳を持つだろう。

(小林委員)

裁判所のホームページは、堅い印象がある。更新が遅い。所長の信条や趣味が記載できる欄があるが利用されていない。親しまれる裁判所のためには、そのようなことを積極的に利用することが大切なのではないか。また、市民が裁判所のホームページを見るのは、自分にとって必要な場合であるという観点をもって、もっと市民の目線で広報をすることが必要だ。もう少し民間としての発想が必要であると感じる。

なお、裁判所の広報委員会の話が出たので、その説明をしていただきたい。

(武田委員)

従来、広報は総務課が中心となって企画立案実施してきたが、それだけでは足りないという認識から、裁判部も参加して広報委員会を組織した。本日の地裁委員会での意見を広報委員会に報告し、実施に向けて検討したいと考えている。

(委員長)

弁護士会にホームページの委員会があるが、その委員会で検討しても内容が

堅いという印象がある。そこで、ホームページを作成する専門家の意見を採用したいと考えているが、裁判所もそういう意識を取り入れてもらいたい。

(武田委員)

ホームページの作り方は重要であると認識している。特にトップページは民間企業でもいろいろ工夫している。今後、裁判所のホームページの在り方も検討する必要があると考えている。

(委員長)

これからは、法曹三者での広報活動が必要だ。国民に対して、どのような判断過程で裁判をし、国民がどう関わってもらうのかを理解してもらうために広報活動が重要であると思う。

(田中委員)

裁判所の広報活動が理解されないのは、法廷の様子を社会に見てもらっていないからだ。現在は、裁判の開廷前に撮影が許可されるだけで、実際の裁判は撮影できない。アメリカの法廷ではテレビ撮影をしている例もある。

(菱山委員)

確かに、アメリカでは裁判をテレビで放映している例がある。日本が直ちにそこまで行けるかまだ困難な問題があり、検討を要する。

(委員長)

一般の人からすると、普段は裁判所にあまり関心はないが、実際に何かあったとき、すぐに情報が見られる状態にすることが重要だ。市町村の広報に情報を流したりすることも考えられる。

(小島委員)

市民にとって、裁判所、弁護士及び検察は一体であり、全体で広報をした方が分かりやすい。

(小林委員)

長野では、法の日週間の広報活動の一環として、裁判所、弁護士会、検察庁等が実行委員会を組織して無料法律相談を実施している。実施する以上は、もう少し利用してもらえるように見直しを考えている。

市村委員などは、町おこしなどのイベントの企画・実施をされているが、その広報について何か参考となる点をお聞かせ願いたい。

(委員長)

弁護士に相談するとお金がかかると言われるが、弁護士先生に言わせると、

事態がこじれてから相談に来るからお金がかかると言う。医学で言う予防医学のような考え方も重要で、法曹三者が一体となって広報活動を行うことにより、紛争の予防となることを期待したい。その意味で、法曹三者での広報活動がますます重要となってくると思う。(市村委員)

今後の広報について、法曹三者で共同企画することは可能か。(委員長)
ぜひお願いしたい。

なお、法教育という考え方も必要だと思う。日本でも最近やっと法教育という問題意識が出てきたところだが、若いうちに裁判に一度でも関わることは重要だ。

さらに、先ほどの話だと、裁判所でも出張講義をしているということだが、学校関係に法曹三者で広報をすれば、受け取る方もずいぶん受け取り方がちがうと思う。(武田委員)

法の日週間の法律相談について、裁判所等が実施する内容と弁護士会が実施する内容が同じなら、重複しないように調整して、全体として相談する機会を市民に示してもらおう方がよい。(小林委員)

実行委員会が実施する法律相談について、裁判所は手続相談を主に担当し、純然たる法律相談は弁護士が担当している。(委員長)

広報活動として、例えば、PTAなどに働きかけるのも一つの方法だと思う。司法を担当する人が足りないので、みなさんのお子さんに司法への道に進んでもらいたいというように、どの部分に、どのようにやれば人が動くかということを検討することがよいと思う。(市村委員)

裁判所で発行している「司法の窓」という小冊子はとてもおもしろい。どこに置いてあるのか。(菅生委員)

各市町村と図書館に配布している。(事務局)

活字離れが進む中で、「司法の窓」もアニメ版などが必要だと思う。

(菱山委員)

「司法の窓」は，装丁が立派すぎる。もっとリーズナブルにして，広く国民に行き渡るようにすることを考えたかどうか。 (武田委員)

装丁が立派なのは，図書館等に備え置いて，複数の人が反復して利用することを予定しているためであると思われる。 (委員長)

「司法の窓」をアニメにしても，そんなに読まないと思う。この小冊子にそんなに期待しても無理がある。 (小林委員)

インターネットを全然利用しない人の広報も考えることが重要だ。 (菅生委員)

長野地方裁判所の事件数の増加に伴って，裁判所の職員数も増えているのか。現時点での職員数の増加を，支部毎に，事件と比較して教えてもらいたい。 (武田委員)

次回までに準備する。なお，本日の内容を広報委員会に伝えて更に検討を進め，次回の地方裁判所委員会で報告したい。 (委員長)

5 裁判員制度についての説明 (吉川裁判官)

6 次回期日

事後の調整により，平成16年10月28日(木)午後1時30分に決定